

令和8年度 三豊市内小・中学校 警報発表時の対応マニュアル

三豊市教育委員会

< 給食の対応 >

- 午前6時の時点で警報が発表されている場合は、給食を中止する。
- 午前6時～8時に警報が発表された場合も、給食を中止する。
- 午前8時以降（児童生徒登校後）に警報が発表された場合は、給食を実施する。
- ※ 状況に応じて、給食センターや学校給食課などと協議し、決定する。



午前6時

- 「三豊市」に警報が発表されている場合は、以下の対応とする。
また、午前6時以降、新たに警報が発表された場合も、同様の対応とする。

< 全町共通対応の警報 >

「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「Jアラート」のうち、1つでも発表された場合は【自宅待機】
「レベル3河川氾濫警報」「レベル3大雨警報」「レベル3土砂災害警報」以上
「暴風」「大雪」「暴風雪」の警報 「Jアラート」(令和8年5月29日～)

< 町により対応が異なる警報 >

「波浪」「高潮」(「レベル3高潮警報」以上に変更予定)のうち、いずれかが単独で発表された場合

- ◆ 山本町・豊中町・高瀬町・財田町 ⇒ 【登校】
- ◆ 詫間町・仁尾町 ⇒ 【自宅待機】
- ◆ 三野町 ⇒ 「波浪」は【登校】 「高潮」(「レベル3高潮警報」以上)は【自宅待機】

- 発表されていた警報が解除された場合は、通常どおり【登校】する。

午前7時

- 警報が発表されている場合は、【臨時休業】とする。
- 午前6時に出ていた警報が、午前7時までに解除された場合は、午前8時半をめぐり安全に気をつけて【登校】する。午前中授業を実施し、給食を食べずに下校する。

午前7時以降

- 登校中に警報が発表された場合も【臨時休業】とするため、学校到着後に家庭と連絡を取り迎えが来るまで学校で待機するなどの対応を取る。
- 登校後（午前8時以降）に警報が発表された場合は、【給食を食べずに下校する】か【給食を食べて学校で待機する】かなどは、その状況に応じて校長が判断する。

※ 上記マニュアルに従って対応することを原則とするが、急な警報発表のために判断が難しい場合や、場所によって明らかに状況が異なる場合などについては、同一町内の小・中学校の校長が連絡を取り合って相談し、できるかぎり同じ対応を取る。

※ 「午前7時」時点の対応及び上記マニュアルと対応が異なる場合は、学校からメールで保護者に連絡する。ただし、「午前6時」は、テレビなどの情報を基に各家庭で判断する。

※ 「大雪注意報」の発表や地震発生など警報が発表されていない場合でも、登校に不安がある児童生徒に対しては、家庭と連絡を取り合い柔軟に対応する。（「欠席」にはしない）

※ 幼稚園の登園についても、上記「小・中学校の対応マニュアル」に準ずる。